

原案可決
全会一致

第1号発議案

拉致事件の解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年3月22日

提出者 総務文教委員長 桜井甚一

新潟県議会議長 村松二郎様

拉致事件の解決を求める意見書

日朝首脳会談において北朝鮮当局が横田めぐみさんをはじめとする日本人の拉致を認めてから10年が経過しようとしている。しかしながら、いまだに北朝鮮は、平成20年の日朝実務者協議で合意した、生存者発見のための再調査を実施していない。

拉致問題は、人権侵害であるばかりではなく国家主権の侵害でもあることから、我が国にとって極めて重大な問題であり、拉致事件の解決なくして国交の正常化はあり得ない。

金正日総書記が死去し、ウラン濃縮停止などで米朝合意がなされ、6カ国協議の再開に向けた動きが加速するとの予測もあるなど、北朝鮮をめぐる情勢は変化している。

この機会を逃すことなく、人権・人道問題として国際社会の支援のもと、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、不測の事態に備え、米国、韓国はもとより関係諸国との緊密な情報共有と連携強化、並びに国内の体制強化を図り、拉致被害者全員の帰国の実現に取り組まなければならない。

よって国会並びに政府におかれでは、平成24年4月13日に期限を迎える現行の制裁措置を継続するとともに、問題解決を早めるため制裁措置の期間を短縮するなど戦略的に制裁圧力を高めて、北朝鮮を交渉の場に引き出す状況を作り、一日も早い拉致事件の全面解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
内閣官房長官	藤村修様
拉致問題担当大臣	松原仁様

原案可決

全会一致

第3号発議案

豪雪災害に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年3月22日

提出者	皆川雄二	佐藤莞爾	佐藤卓之
	佐藤純	井甚一	藤隆景
	桜井正三		
尾身孝昭	柄沢		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 村松二郎様

豪雪災害に関する意見書

本県では今冬も豪雪となり、気温が低かったため降った雪が消えるのも遅く除雪だけではなく排雪にも苦労しており、除排雪作業中の事故により多くの尊い命が失われている。

各自治体の除排雪予算は払底しており、地方公共団体が安心して除排雪に取り組める政策が求められている。

豪雪への対応については、本県知事も幾度となく国へ要望しており、本議会においても過疎化・高齢化が進行している地域を中心に、住宅の雪処理の扱い手確保が困難で、住民の安全・安心な生活の維持が脅かされている現状に鑑み、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、地域における雪処理の扱い手確保対策や除雪費に関する地方財政措置の拡充等を図ることを強く要望した豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書をすでに提出しているところである。

支援が必要な高齢者世帯等の住宅の屋根の雪下ろしは、公的な支援が行われているが、その排雪や小屋・納屋などの雪下ろしは、個人に行わなければならず、その対応に苦慮している。

また、倒壊により隣家等へ危害を及ぼすおそれのある空き家の雪下ろしも、所有者が不明の場合や経費の負担が困難な場合等に市町村や地域等が代わって雪下ろしをせざるを得ない事案が多くあるとともに、所有者が市町村等による対応そのものを許さない事案も発生するなど大きな問題となっており、緊急避難的措置として個人資産であっても市町村の代執行を可能とする法令等の整備が求められている。

よって国会並びに政府におかれでは、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、地域における雪処理の扱い手確保対策や除雪費に関する地方財政措置の拡充等を図るとともに、所有者が不明な空き家に対する市町村等による除雪の円滑化を図るための法令等の整備や市町村等が実施した除雪費用に対する財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端彦夫様
財務大臣	田中淳志様
国土交通大臣	安住正夫様
国交担当大臣	前田志春様
防災担当大臣	中川正春様
「新しい公共」担当大臣	中川正春様

原案可決

全会一致

第2号発議案

水俣病特措法の申請期限延長等を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年3月22日

提出者 厚生環境委員長 佐 藤 純

新潟県議会議長 村 松 二 郎 様

水俣病特措法の申請期限延長等を求める意見書

先般、国は水俣病特措法の「救済措置の方針」に基づき、申請受付の期限を7月31日とすることを決定した。

本県においては、特別措置法の申請受付を開始した平成22年5月末の段階では277人であった申請者が、本年2月末では1,242人となり、965人も増加した。また、この半年間では、月平均30人から40人のペースで申請者が増え続けている状況にある。

特措法は、「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決」を図るため、「救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されること」を、救済の原則としている。このことからすれば、申請期限を設けるべきではなく、法の趣旨に基づいて、8月以降も申請ができるよう被害者の救済に向けて取り組んでいくべきである。

また、今後、潜在患者の方々が名乗り出ることのできる環境づくりにも取り組んでいく必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、新潟水俣病の解決に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 水俣病特措法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立すること。
- 2 すべての被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民検診に協力し、潜在患者の発掘に努めること。

また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設け、健康調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
環境大臣	細野豪志様